

阿久比町 設計変更ガイドライン (建築工事編)

令和2年11月
総務部検査財政課

はじめに

建築工事の施工においては、多様な制約条件の下で個々に設計・施工を行い、多岐に渡る目的物を完成させるものである。このため、契約時点で設計図書に定められた条件が、現地の条件と異なる場合には、施工方法や使用材料等の設計内容について、変更が生じる場合がある。

平成26年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律（改正品確法）」において、発注者責務の明確化が明記され、「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」の内容に必ず実施すべき事項として「適切な設計変更」が義務付けられた。

阿久比町では、設計変更については「阿久比町公共工事請負契約約款」においてその手続を定め、また、「阿久比町設計変更事務取扱要領」では設計変更及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項（変更理由、変更の範囲、手続及び様式）を定めている。

「阿久比町設計変更ガイドライン（建築工事編）」は、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等をまとめ、これを受注者・発注者の共通の目安とすることにより、設計変更が適切に実施されることを目的とし、策定したものである。



目次

I 設計変更ガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 ~ P 2 1

II 参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2 2

I 設計変更ガイドライン 目次

1	設計変更ガイドライン策定の背景 P 1	7	関連事項 P 19
	(1) 建築請負工事の特徴		
	(2) 発注者・受注者の留意事項		
	(3) 適切な設計変更の必要性		
	(4) ガイドライン策定の目的		
2	設計変更が適切に実施される為には P 3		
3	設計変更手続きフロー P 4		
4	設計変更が不可能なケース P 6		
5	設計変更が可能なケース P 7		
	(1) 設計書、図書、仕様書、現場説明書及び現場説明に 対する質問回答が一致しない場合の手続き		
	(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き		
	(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き		
	(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と 実際の工事現場が一致しない場合の手続き		
	(5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期 することができない特別な状態が生じた場合の手続き		
	(6) 工事中止の場合の手続き		
	(7) 受注者からの請求による工期の延長		
	(8) 発注者の請求による工期の短縮		
6	設計変更に関わる資料の作成 P 17		
	(1) 設計照査に必要な資料作成		
	(2) 設計変更に必要な資料作成		

1 設計変更ガイドライン策定の背景

(1) 建築請負契約の特徴

建築工事では、個別に設計され、多岐に渡る目的物を完成されるという特殊性を有している。



当初積算時に予見できない事態に備え、その前に前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

(2) 発注者・受注者の留意事項

発注者は

関係部局との調整後、速やかに指示協議を行う。

当初設計の考え方や設計条件を再確認し、設計変更の協議にあたる。

設計変更の必要性を明確にする（規格の妥当性、変更対応の妥当性を明確にする）。



受注者は

工事の施工にあたり、設計条件に対する疑義が生じたときは、監督員と協議し、条件変更の確認請求手続きを行うことが重要である。

(3) 適切な設計変更の必要性

改正品格法の基本理念に「公共工事等における請負契約の当事者が、各々の対等な立場における合意に基づいて、適正な額の請負代金にて公正な契約を締結」と示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない、または予期することができない特別な状態が生じた場合等必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと」と規定されている。

また、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

(4) ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、**設計変更が可能なケース・不可
可能なケース、手続きの流れ等について十分理解**しておく必要がある

2 設計変更が適切に実施される為には

- 設計変更が適切に実施される為には
(現場で施工した内容に見合った設計変更とするためには)

発注者

工事発注段階では、設計条件の再確認を徹底する。

施工段階では、請負業者からの請求に基づき、契約約款第19条第3項により調査終了後14日以内に書面で回答する。

- ・積算前の現地調査
- ・設計条件の記載内容の確認
- ・疑義に対する速やかな意思決定及び回答

受注者

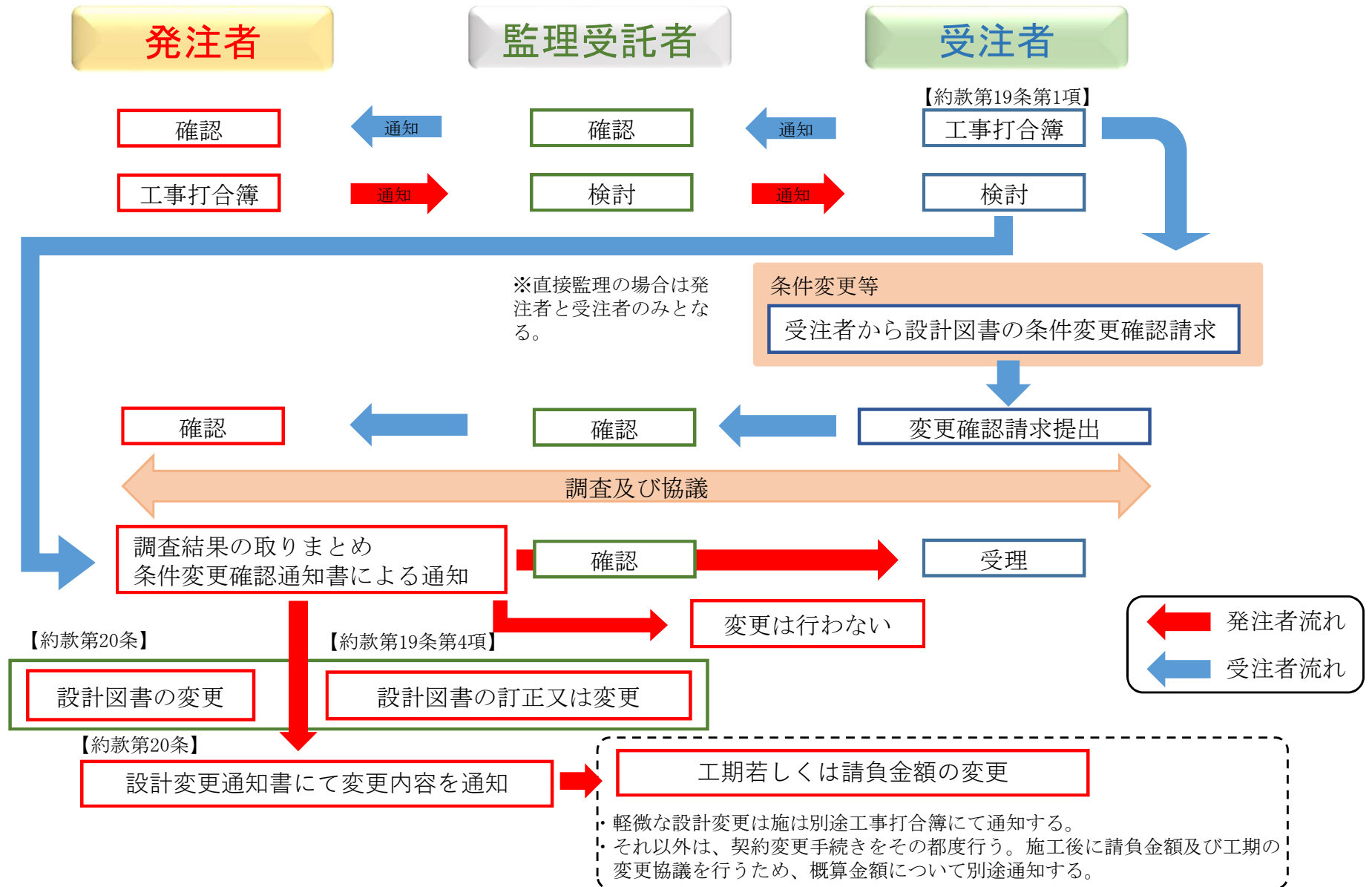
工事施工にあたって設計条件に疑義が生じたときは、監督員と協議し、速やかに契約約款第19条第1項により監督員に確認を請求し、書面にて回答を得た後に施工を行う。

施工途中も同様。

- ・設計条件確認の実施
- ・工程を考慮し早い段階での確認の請求

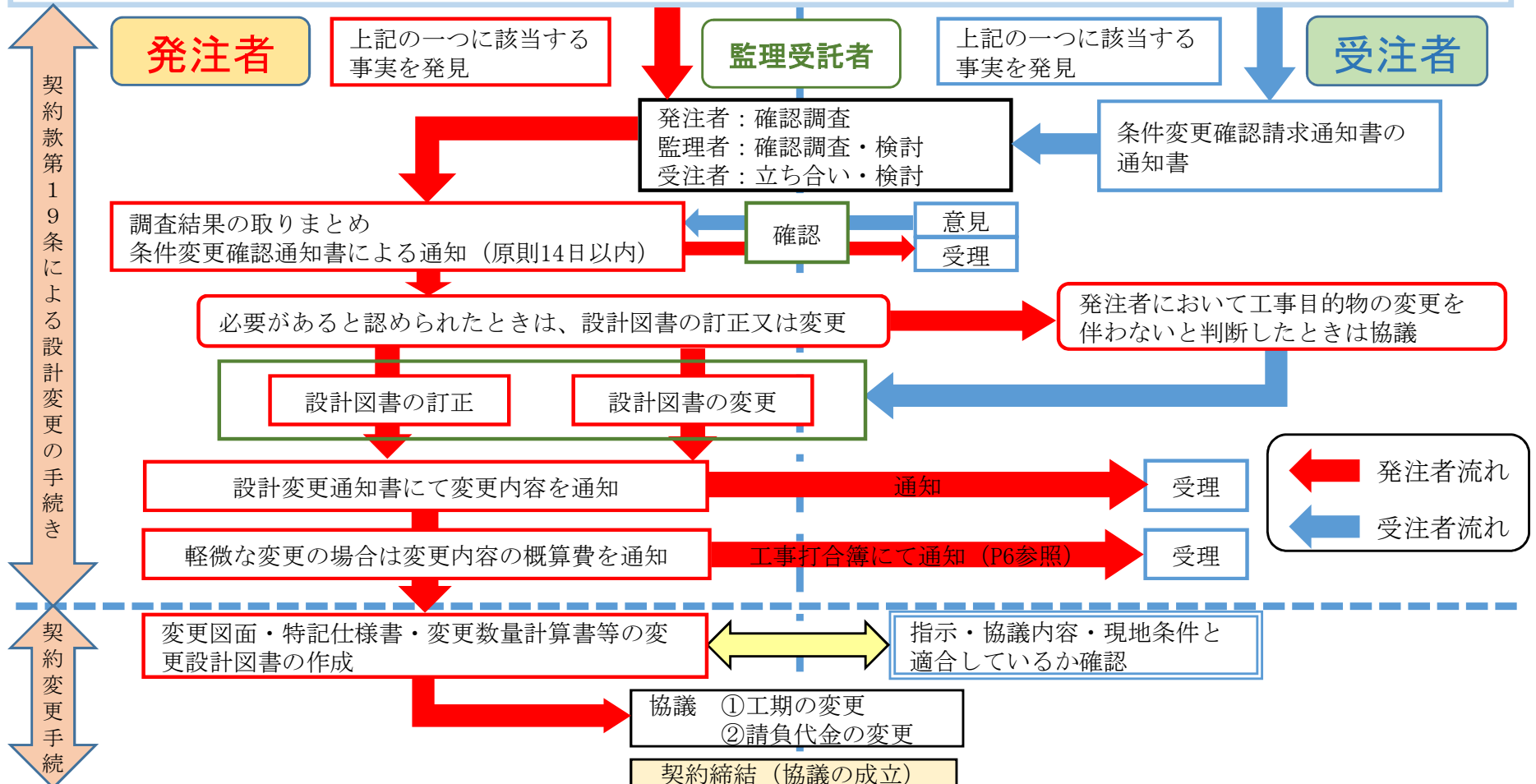
3 設計変更手続きフロー (全般)

契約約款第19条・第20条



3 設計変更手続きフロー (約款第19条関係)

- (1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。 【約款第19条第1項】



4 設計変更が不可能なケース

【基本事項】

下記のような場合は、原則として**設計変更ができない**。

(ただし約款第27条(臨機の措置)での対応の場合はこの限りではない)

1. **設計図書条件にない事項において、発注者に条件変更の確認請求を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合。**
対応例) 受注者は契約約款第19条第1項に該当する事項等発見したときは、打合せ簿にて発注者(監理受注者がいる場合は監理受注者も含む。以下「発注者等」という。)に通知し発注等が該当事項を確認した後、条件変更確認請求通知書(様式2号)により監督員に提出し、調査結果の通知を受けて対応する。
2. **発注者に条件変更確認請求通知書を提出しているが、条件変更確認通知書による回答がない時点で施工を実施した場合。**
対応例) 条件変更確認通知書による回答は、発注者が契約約款第19条第3項により調査の終了後14日以内にすることとなっており、速やかな回答は発注者の責務である。しかしながら、条件変更の確認内容によっては各種検討・関係機関調整が必要など、やむを得ず受注者の意見を聴いたうえで回答までの期間を延長する場合もある。その為、受注者はその事実が判明次第、出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。
3. **「承諾」で施工した場合。**
対応例) 承諾とは受注者が自らの都合による施工方法等について監督員に同意を得るものである。設計図書と工事現場の不一致・条件明示の無い事項等の場合は約款第19条による条件変更の確認請求をすることが必要であり、安易な承諾による施工は避けるべきである。
4. **阿久比町公共工事請負契約約款・土木工事標準仕様書に定められている阿久比町設計変更事務取扱要領第5条(設計変更の手続き)の手続きを経ていない場合。**
(契約約款第19条～25条、標準仕様書(愛知県建設局)1-1-15～1-1-17)
対応例) 発注者及び受注者は協議指示・一時中止・工期延期・請負代金の変更など所定の手続きを行う。
5. **正式な(指示・協議等)書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等)の場合。**
対応例) 発注者は速やかに書面による指示・協議等を関係部局の調整後に行う。
受注者は書面による指示・協議等の回答を得るまでは施工しない。

5 設計変更が可能なケース

【基本事項】

下記のような場合は、設計変更が可能である。

1. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。
2. 所定の手続き（設計変更の手続）を行い、発注者の「設計変更内容の通知」によるもの。
（「通知」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
3. 受注者が行うべき「設計条件の確認」の範囲を超える作業を実施する場合。
4. 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

【留意事項】

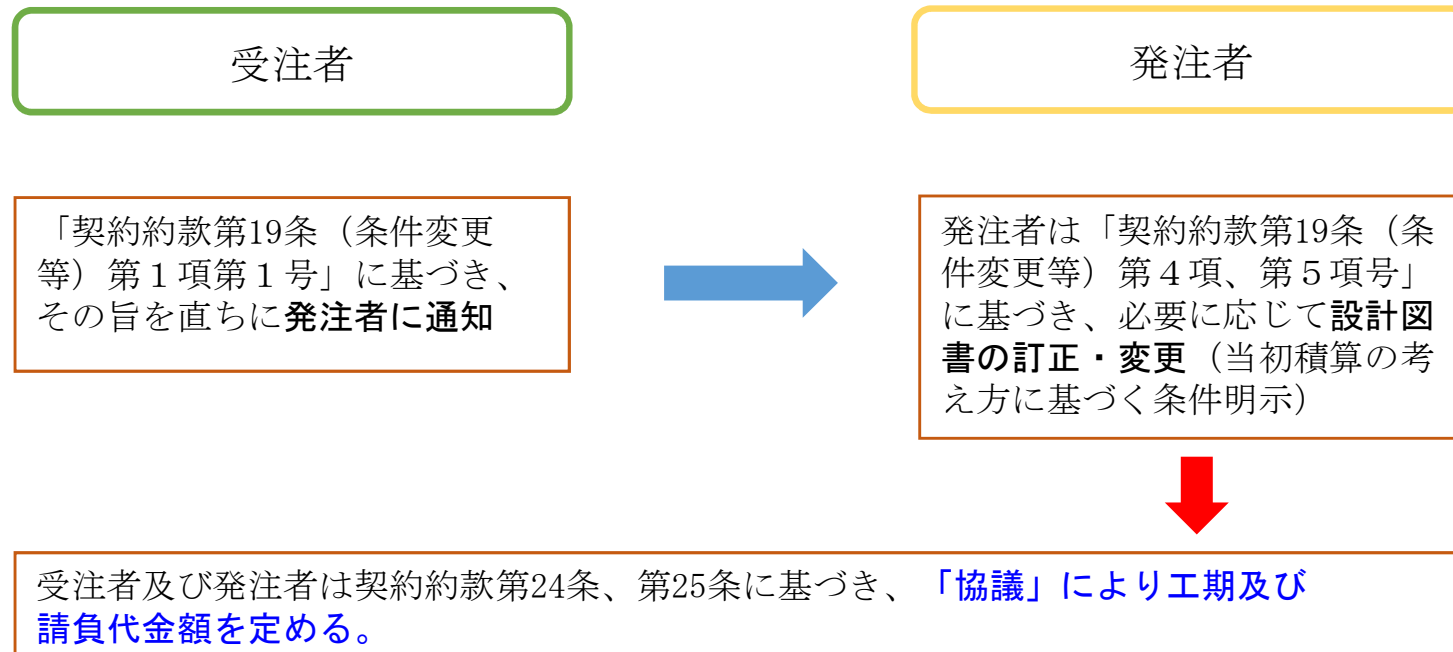
設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ通知する。

1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認し、条件変更確認通知書（様式3号）により通知する。
2. 当該事業（工事）での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約約款第19条5項・第20条にもとづき設計変更通知書により通知する（規格の妥当性、変更対応の妥当性（別途発注すべきか）を明確にする。）。
3. 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
4. 阿久比町設計変更事務取扱要領「軽微な変更等」の設計変更を行う場合は、設計変更通知書とともに、別途工事打合せ簿にて以下の通り概算金額を通知する。
 - ①概算金額は、受注者の見積書を参考とすることができる。
 - ②概算金額通知には『概算金額は「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない』と記載する

(1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明 に対する質問回答書が一致しない場合の手続き

契約約款第19条第1項第1号 設計変更可能なケース

○図面、仕様書等設計図書の構成文書の優先順位について規程がなく、図面と仕様書が一致していない場合には、受注者が勝手に判断して、施工を続けることは不相当であるため、設計書、図面、仕様書に対する 質問回答書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきである。

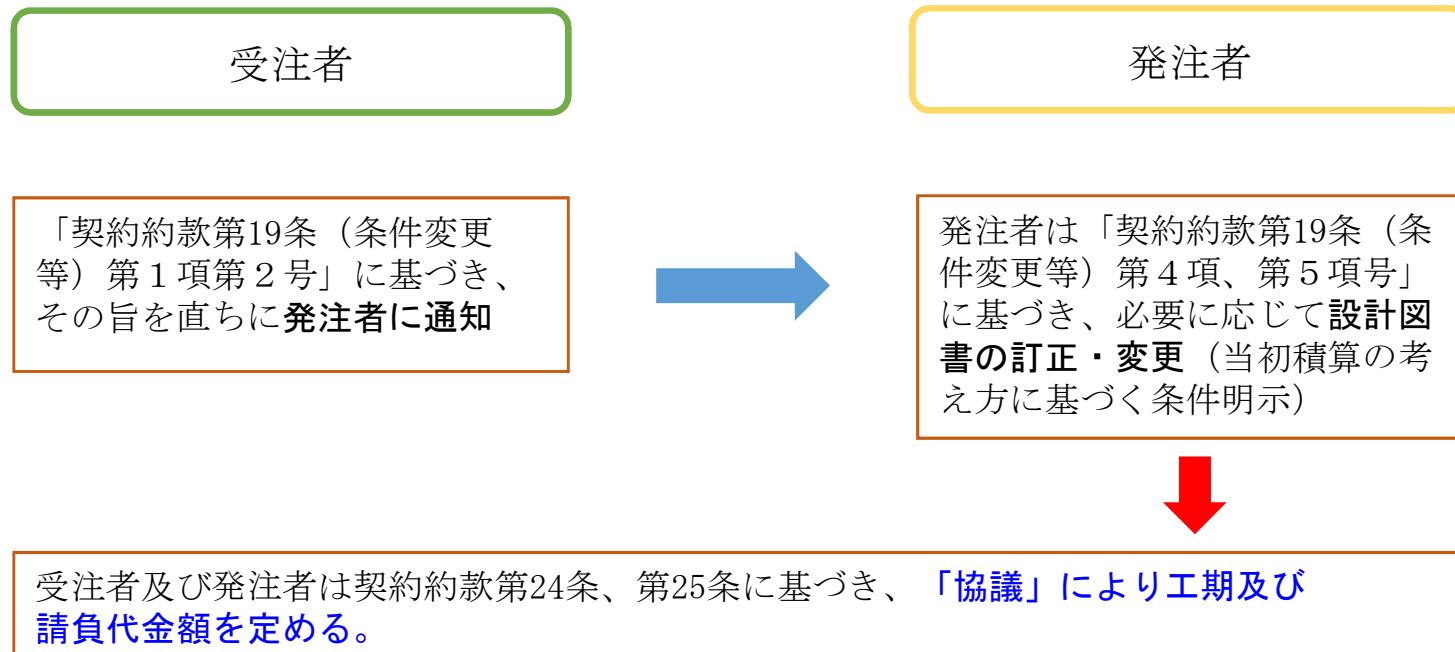


例. ア. 図面と仕様書の材料寸法、仕様書等の記載が一致しない場合

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

契約約款第19条第1項第2号 設計変更可能なケース

○受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認して、脱漏部分を訂正してもらうべきである。



例. ア. 平面図と断面図の寸法、材料名、仕様書の記載が一致しない場合

(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

契約約款第19条第1項第3号 設計変更可能なケース

○設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。

受注者

発注者

「契約約款第19条（条件変更等）第1項第3号」に基づき、その旨を直ちに**発注者に通知**



発注者は「契約約款第19条（条件変更等）第4項、第5項号」に基づき、必要に応じて**設計図書の訂正・変更**（当初積算の考え方に基づく条件明示）



受注者及び発注者は契約約款第24条、第25条に基づき、「**協議**」により**工期及び請負代金額を定める**。

- 例.
- ア. 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明な場合
 - イ. 図面の記載内容が読み取れない場合
 - ウ. 工事施工上必要な材料仕様について、明示がない場合等
 - エ. 改修工事等において既存図面等の不備・不足等により、仕様が判別しない場合

(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

契約約款第19条第1項第4号 設計変更可能なケース

○設計図書に明示されている施工条件と実際の工事現場の施工条件が相違する場合は、工事の施工方法や工事的物を変更する可能性があるため、発注者に相違する事項を通知し、当該事実の確認すべきである。

受注者

発注者

「契約約款第19条（条件変更等）第1項第4号」に基づき、その旨を直ちに**発注者に通知**



発注者は「契約約款第19条（条件変更等）第4項、第5項号」に基づき、必要に応じて**設計図書の訂正・変更**（当初積算の考え方に基づく条件明示）



受注者及び発注者は契約約款第24条、第25条に基づき、「**協議**」により**工期及び請負代金額を定める**。

- 例.
- ア. 設計図書に示された想定支持地盤と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合
 - イ. 設計図書に示された地下水位が、現地条件と一致しない場合
 - ウ. 施工中に設計図書に示されていないアスベスト含有建材を発見し、調査および撤去が必要となった場合
 - エ. 設計図書に示された配管・配線等と実際の工事現場が大きく異なる事実が判明した場合

(5) 設計図書に明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合の手続き

契約約款第19条第1項第5号 設計変更可能なケース

○当初は、予期することができなかつたために設計図書に施工条件として定められておらず、事後的に生じた特別な状態が施工条件となる場合についても、契約締結や工事施工の前提を大きく変えるものであり当初の設計図書どおりに施工することは不適當である。

また、すでに存在しており予期することができたのに設計図書に施工条件として定められていなかったものについては、設計図書に脱漏がある場合として第1項第2号の適用を受けることとなる。

受注者

発注者

「契約約款第19条（条件変更等）第1項第5号」に基づき、その旨を直ちに**発注者に通知**



発注者は「契約約款第19条（条件変更等）第4項、第5項号」に基づき、必要に応じて**設計図書の訂正・変更**（当初積算の考え方に基づく条件明示）



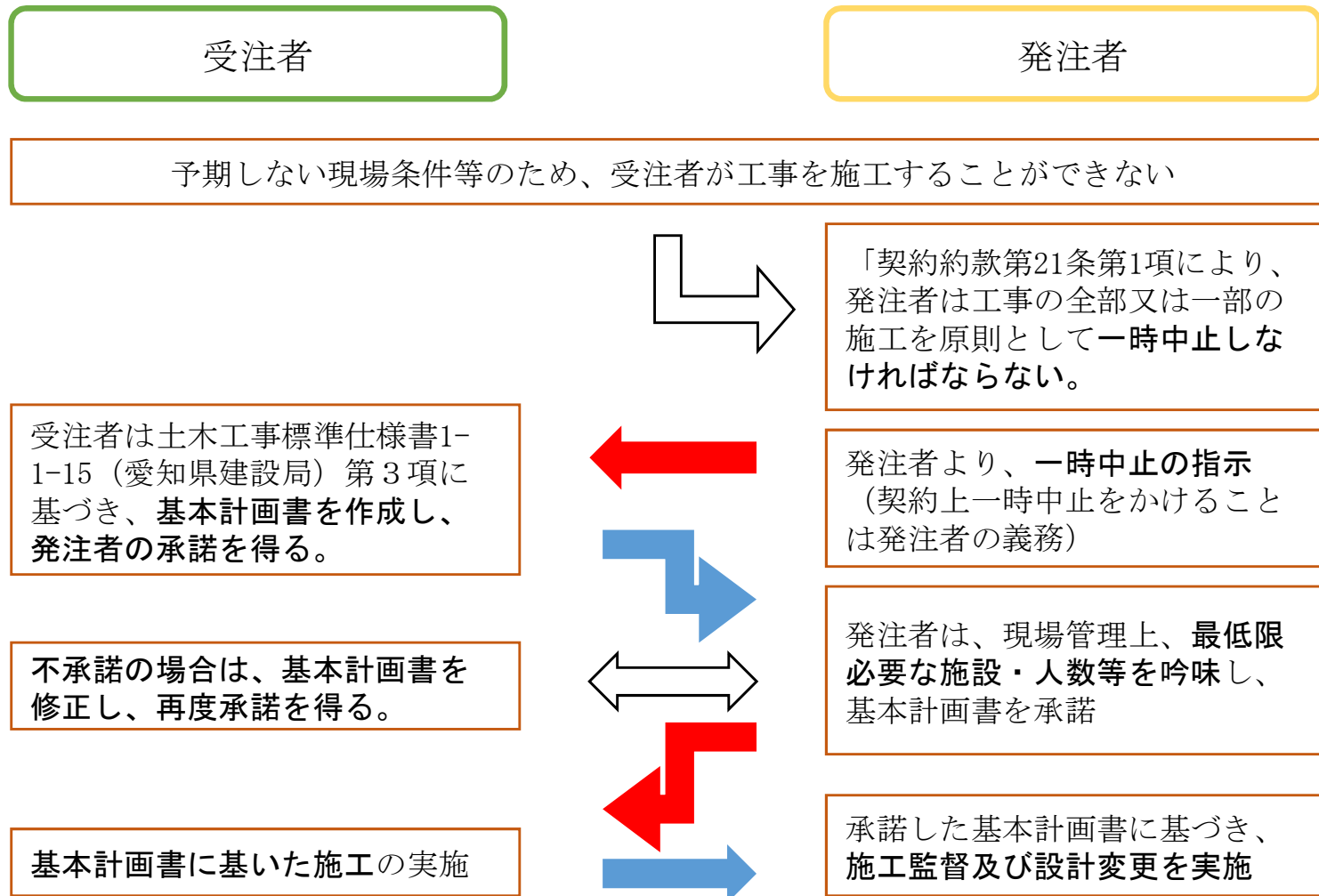
受注者及び発注者は契約約款第24条、第25条に基づき、「**協議**」により**工期及び請負代金額を定める**。

- 例.
- ア. 工事区域内に想定外の軟弱地盤層が存在し、地盤改良が必要となった場合
 - イ. 施工中に地下埋設物を発見し、撤去が必要となった場合
 - ウ. 工事区域内において埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった場合

(6) 工事中止の場合の手続き

契約約款第21条 設計変更可能なケース

○受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き



- 例. ア. 設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- イ. 関係官公署等の協議が未了のため、施工できない期間が設定された場合
- ウ. 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
- エ. 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合
- オ. 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合
- カ. 埋蔵文化財の発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合

(7) 受注者からの請求による工期の延長

契約約款第22条 設計変更可能なケース

○受注者は、関連工事の影響等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求すること ができる。

受注者

「契約約款第22条（受注者の請求による工期変更）第1項」に基づき、その理由を明示した書面により発注者へ通知



発注者

発注者は「契約約款第22条第2項」に基づき、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。請負代金についても必要と認められるときは変更を行う。



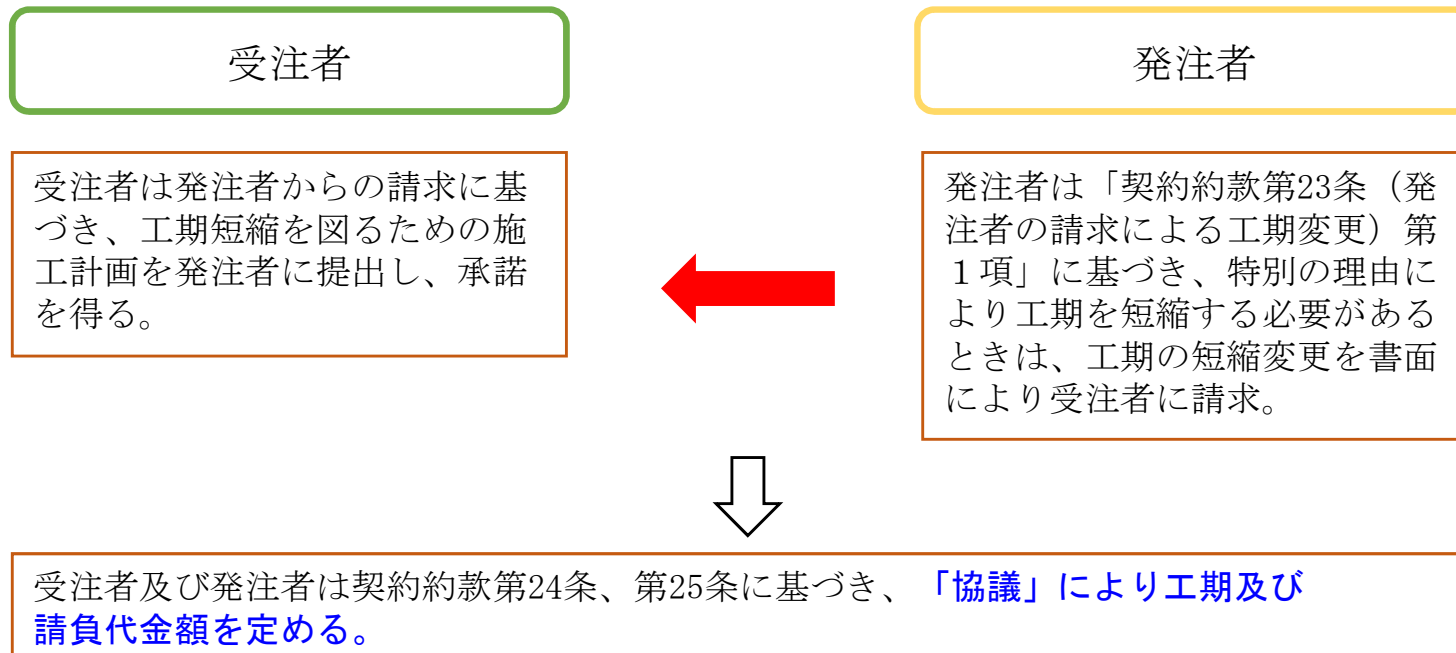
受注者及び発注者は契約約款第24条、第25条に基づき、「協議」により工期及び請負代金額を定める。

- 例. ア. 関連工事の影響により、工期の延長が生じた場合
イ. その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合

(8) 発注者の請求による工期の短縮

契約約款第23条 設計変更可能なケース

○発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。



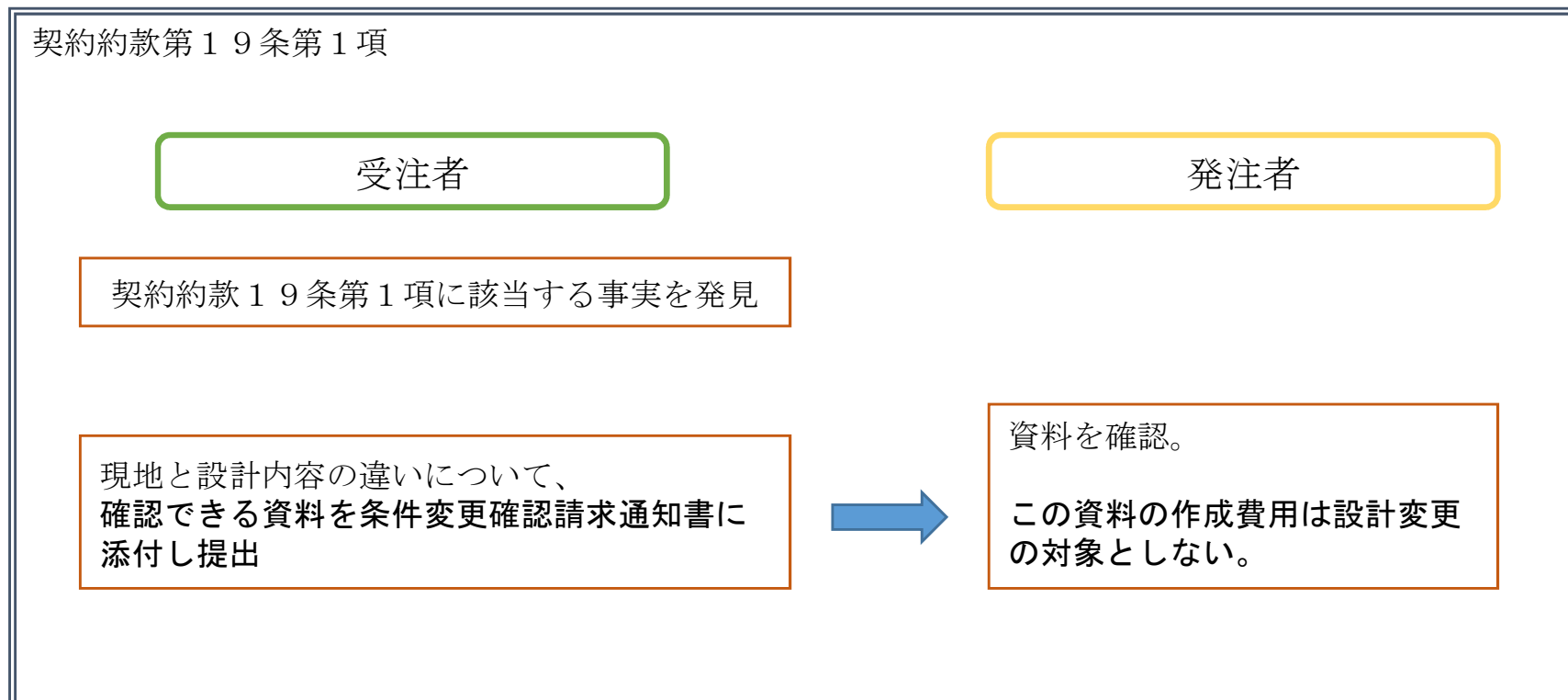
- 例. ア. 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
イ. その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

6 設計変更に関わる資料の作成

設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応方法

(1) 設計変更に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して約款第19条第1項に該当する事実が発見された場合、発注者にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。



(2) 設計変更に必要な資料作成

契約約款第19条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、契約約款第19条第4項に基づき発注者が行うものであるが、やむを得ず受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

- ① 設計変更するために必要な資料の作成について書面により通知後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ② 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ③ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ④ 増加費用の算定は『付加的業務について』別紙 [付加的業務に伴う図面作成費用について]による。

契約約款第19条第4項

受注者

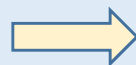
発注者

設計図書の訂正又は変更は発注者

～設計変更するために必要な資料の作成を依頼するとき～

設計変更が必要な内容について、発注者・受注者間で確認
必要な資料の作成について発注者が受注者に具体的な作業を指示

設計変更に関わる資料を作成→提出



資料を確認
この資料の作成費用は、設計変更の対象

やむを得ず請負者に依頼する場合とは、以下の条件を全て満たす場合に適用可能とする

- 1) 発注者の発議により、付加的業務（受注者による変更設計図書の作成）を実施することについて、受注者と作成図書及び作成期間（納期）について事前に協議が整っていること
- 2) 設計図書の訂正又は変更内容は、当初の構造形式が変更とならない等、設計思想が変わらないこと
- 3) 「設計・施工条件確認会議」等による取り合いなどの現場不一致の変更や、早急な変更が必要な場合など、受注者以外では取りまとめが困難な場合

7 関連事項

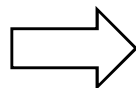
◆指定・任意の正しい運用

仮設・施工方法等の指定・任意については、約款第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

1. 任意の仮設・施工方法等については、**その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。**
2. 任意の仮設・施工方法等については、その仮設・施工方法に変更があっても**原則として設計変更の対象とならない。**

ただし、指定・任意ともに**設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は設計変更の対象**となる。

仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、**指定と任意の部分を明確**にする必要がある。



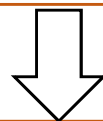
任意については、**受注者が自らの責任で行う**もので、仮設、施工方法等の選択は、請負者に委ねられている。**(変更の対象としない)**



発注者（監督員）は任意の趣旨を踏まえ、**適切な対応が必要**。

※任意における下記のような対応は不適切

- ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
- ・標準歩掛ではバツ杓で施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
- ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。



ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。

◎発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

自主施工の原則

契約約款第1条第3項により、設計図書に指定されていない場合は、工事实施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（第9条において「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する。	施工方法等について具体的に指定しない。
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする。	設計変更の対象としない。
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする。	設計変更の対象とする。
その他	○指定仮設とすべき事項 <ul style="list-style-type: none"> ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・環境対策等、第三者に特に配慮する必要がある場合 	

◆入札・契約時の契約図書の疑義の解決

- ・契約図書等に係る疑義については、下記により、入札前の段階、契約後の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更につながる。

【入札前】

- ・入札参加者は、町から指示された設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を検討のうえ、入札しなければならない。（阿久比町入札者心得書第9条入札の基本的事項（1））

【契約後】

- ・受注者は、工事着手前及び工事途中において、自らの負担により契約約款第19条第1項第1号から第5号に係る設計図書の確認を行い、該当する事実がある場合は、監督員を通じて発注者にその事実が確認できる資料を添付した「条件変更確認請求通知書」を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

Ⅱ 参考資料

1 阿久比町公共工事請負契約約款の条項（抜粋）

- 第 1 条 総則
- 第 9 条 特許検討の使用
- 第 16 条 支給材料
- 第 18 条 設計図書不具合の場合の改造義務及び破壊検査等
- 第 19 条 条件変更等
- 第 20 条 設計図書の変更
- 第 21 条 工事の中止
- 第 22 条 請負者の請求による工期の延長
- 第 23 条 発注者の請求による工期の短縮等
- 第 24 条 工期の変更方法
- 第 25 条 請負代金額の変更方法等
- 第 26 条 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更
- 第 27 条 臨機の措置
- 第 28 条 一般的損害
- 第 30 条 不可抗力による損害

2 阿久比町設計変更事務取扱要領

3 阿久比町設計変更事務取扱要領第 6 条の「軽微な変更等」を通知する際の概算金額通知

4 付加的業務の運用

1 阿久比町公共工事請負契約約款の条項（抜粋）

第1条 総則

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（第9条において「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、届出、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、かつ、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

第9条 特許権等の使用

第9条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第16条 支給材料

- 第16条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）の品名、数量、品質又は規格、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料の引渡しにあたっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、支給材料の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書を提出しなければならない。
 - 4 受注者は、支給材料の引渡しを受けた後、当該支給材料に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
 - 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料に代えて他の支給材料を引き渡し、支給材料の品名、数量、品質若しくは規格を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料の使用を受注者に請求しなければならない。
 - 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料の品名、数量、品質若しくは規格、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
 - 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
 - 8 受注者は、支給材料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 9 受注者は、設計図書の定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料を発注者に返還しなければならない。
 - 10 受注者は、故意又は過失により支給材料が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
 - 11 受注者は、支給材料の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

第18条 設計図書不具合の場合の改造義務及び破壊検査等

- 第18条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 監督員は、受注者が第14条第2項又は第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
 - 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
 - 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

第19条 条件変更等

第19条 受注者は、工事の施工にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を当該各号に定める者が行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者による協議後発注者
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条 設計図書の変更

第20条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第21条 工事の中止

第21条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（第30条において「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第22条 受注者の請求による工期の延長

第22条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第23条 発注書の請求による工期の短縮等

- 第23条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第24条 工期の変更方法

- 第24条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第25条 請負代金額の変更方法等

- 第25条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

第26条 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

- 第26条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
 - 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 4 第1項の規定による請求は、請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の請負代金額変更の基準とした日」とする。
 - 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
 - 6 予期することができない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
 - 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第27条 臨機の措置

- 第27条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。
この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者が負担する。

第28条 一般的損害

第28条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第30条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

第30条 不可抗力による損害

- 第30条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項又は第38条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、当該各号に定めるところにより算定したものとする。
- (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額
 - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額（修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額）
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

2 阿久比町設計変更事務取扱要領

阿久比町設計変更事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿久比町工事施行等事務処理要領(以下「事務処理要領」という。)第30条の規定に基づき、阿久比町が発注する建設工事の設計変更及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、もって事務の簡素化と合理化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 設計変更とは、阿久比町契約規則(昭和59年阿久比町規則第3号)第41条第1項の規定による「契約内容の変更」により原設計を変更することをいい、本要領第5条の規定により、契約変更の手続の前に当該変更の内容をあらかじめ契約者に通知することを含むものとする。

(設計変更理由)

第3条 設計変更は、阿久比町公共工事請負契約約款及び阿久比町土木設計業務等委託契約約款(以下「約款」という。)に規定する事項、又は、特に定めた契約条件に規定する事項に該当し、次に掲げる理由により原設計を変更する必要がある場合に行う。

- (1) 発注後に発生した外的条件によるもの。
 - ア 自然現象、その他不可抗力による場合
 - イ 他事業及び施行条件等に関連する場合
 - ウ 地元調整等の処理による場合
 - エ 安全対策に基づく場合(交通誘導員、仮設工等)
 - (2) 発注時において確認困難な要因に基づくもの。
 - ア 推定岩盤線の確認に基づく場合
 - イ 地盤支持力の確認に基づく場合
 - ウ 土質・地質の確認に基づく場合
 - エ 地下埋設物の撤去等に基づく場合
 - オ 建設リサイクル法等に基づく場合(数量、処理方法、処理場等の変更)
 - カ 諸経費調整に基づく場合
 - キ 施工条件の明示項目の変更に基づく場合
 - ク 測量・地質調査時等に判明が不可能な場合
 - ケ 設計図書の不一致、誤謬、脱漏、不明確な表示、設計図書の施工条件と工事現場の不一致及びその他確認困難な要因による場合
 - (3) 事業の進捗を図るもの。
- 2 この要領において、前項の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定める

ところによる。

(1) 他事業 他機関、公益事業者等の現に実施中、又は計画中の事業というものとする。

(2) 地元調整等 円滑な事業実施上やむを得ない場合で、かつ、合理的なものでなければならない。なお、「地元調査等」とは、地域住民の要望をはじめ、公安委員会等の他機関、公益事業者等の要望を含むものとする。

(3) 事業の進捗を図るもの 設計額と契約額との差額(いわゆる執行残)、又はやむを得ない理由により執行困難となった用地買収費、補償費等の経費を年度末近くにおいて別途に発注すべきいとまがない場合において、当該予算が計上された主旨に沿って既発注工事の事業的効果あるいは投資効果を促進するため、増工する場合等をいうものである。なお、本号による増工が認められるのは、原則として継続事業であって、なおかつ既発注工事と工種・工法が基本的に異なるものであること。

(設計変更による契約変更の範囲)

第4条 設計変更により契約変更のできる範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 設計変更による増加額が当初契約金額の30パーセント以内(別途発注することが妥当な場合を除く。)の場合

ただし、30パーセントを超えるものであっても、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合については、契約変更することができるものとする。なお、「30パーセント」という範囲は、契約変更が2回、3回と重なることがあっても、当初契約金額に対する各回ごとの累計概算増減額がこの範囲を超えてはならない。

(2) 設計変更により現契約金額を減額する場合

2 諸経費調整を伴う設計変更の場合は、諸経費調整後の契約金額をもって「当初契約金額」と読み替える。

(設計変更の手続)

第5条 設計変更はその必要が生じた都度、町長が行わなければならない。ただし、次に掲げる第1号から第3号のいずれかの条件を満たす変更は、当該変更に係る工事施工後に行うことができるものとする。

- (1) 工事施工前に数量が定まらないもの。
 - (2) 防災及び安全管理のため、緊急施工が必要なもの。
 - (3) 契約者の責によらない事由で、設計変更を待つことができないもの(第三者への影響があるもの)。
- 2 町長は当該変更の内容を設計変更通知書(様式1号)に整理し、契約者

に対し設計変更内容を通知しなければならない。

3 事前に約款に基づく契約者から条件変更確認請求通知書（様式2号）の提出があった場合は、調査を行ったうえ調査結果を契約者へ条件変更確認通知書（様式3号）により回答するものとする。

4 軽微な変更等のうち、設計変更による増減見込額が当初契約金額の10パーセント以内でかつ300万円以内で工種（建築工事にあたっては種目）の追加を伴わないときは、町長に代わり、直属の部長の決裁で、契約者に対し、設計変更内容を通知することができるものとする。なお、「10パーセント」及び「300万円」という範囲は、契約金額が2回、3回と重なることがあっても、当初契約金額に対する各回ごとの累計概算増減額がこの範囲を超えてはならない。

5 前各項に係る設計変更の事務手続は、監督員が行うものとする。

（契約変更の手続）

第6条 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた場合に遅滞なく行うものとする。ただし、前条第1項各号のいずれかの条件を満たす変更、又は、軽微な変更は、当該変更に係る工事施工後に行うことができるものとする。

2 契約変更に伴う事務処理要領に定める変更予算執行書に添付する設計変更理由書には、第3条の規定による「設計変更理由」に該当する項目を明記し、併せて具体的な理由を記述しなければならない（該当する事項が2以上となる場合も同様とする。）。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

3 阿久比町設計変更事務取扱要領第6条の「軽微な変更等」を通知する際の概算金額通知

27 建企第540号
平成28年3月18日

部内本庁関係各課の長
殿
部内各地方機関の長

建設企画課長

「軽微な変更等」を通知する際の概算変更金額通知について（通知）

愛知県設計変更事務取扱要領第6の「軽微な変更等」に関する設計変更通知を行う際に、併せて下記通知を実施することとしますので、適切に運用してください。

記

1 方法
設計変更通知書（様式35）発出時に工事打合簿で通知

2 内容
(1) 概算変更金額（約〇〇百万円増（減）の見込み）
(2) 「概算金額については変更契約額を拘束するものではない」旨の記載

3 留意事項
(1) 概算変更金額の算出にあたっては、請負者からの見積を参考にすることができる
(2) 概算変更金額は原則、請負代金額ベースで記載すること

4 適用日
平成28年4月1日以降設計変更通知するもの

担当土木技術G 内線2891

工 事 打 合 簿			
発議者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 受注者	発議者	令和△△年△△月△△日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input checked="" type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他()		
工事名	〇〇〇〇工事		
請負業者: △△△株式会社			
(内容)			
第△回設計変更通知書の設計変更内容に関わる請負代金の変更概算金額は以下のとおりとする。			
なお、この概算金額については、契約変更額を拘束するものではなく、後日の契約変更に係る参考値として位置付けるものである。			
よって、本通知に関する契約変更については、阿久比町公共工事契約約款第25条により、後日請負代金額の変更協議を行う。			
概算金額 約〇〇万円増の見込み			
添付図 葉、その他添付図書			
処理・回答	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他()	
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他()	
		令和 年 月 日	
		令和 年 月 日	

監督員

現場代理人	主任(監理)技術者
-------	-----------

5 付加的業務の運用

29建企第553号
平成30年3月1日

部内本庁関係各課の長
殿
部内各地方機関の長

建設企画課長

付加的業務について（通知）

愛知県公共工事請負契約約款第19条第4項及び第20条では、設計図書の変更は発注者が行うこととされていますが、一定の条件を満たした場合は、下記のとおり変更設計図書の作成を請負者へ依頼できることとしますので、適切に運用してください。

なお、本通知をもって平成28年3月18日付け27建企第541号「付加的業務の運用について（通知）」を廃止します。

記

- 1 適用条件：以下の条件を全て満たす場合に適用
 - (1) 発注者の発議により、付加的業務（請負者による変更設計図書の作成）を実施することについて、請負者と作成図書及び作成期間（納期）について事前に協議が整っていること。
 - (2) 設計図書の訂正又は変更内容等が当初の構造形式から変更とならないこと。
 - (3) 「設計・施工条件確認会議」等による取り合いなどの現場不一致の変更や、早急な変更が必要な場合など、請負者以外では円滑な施工管理が困難となる場合。
- 2 適用範囲
 - (1) 変更図面及び数量計算書（検討図面も含む）。
 - (2) 請負者の責務によらない他機関協議等に必要図面及び書類
- 3 費用計上
 - (1) 別紙「付加的業務に伴う図面作成費用について」を参照のこと。
別紙単価一覧をシステムへ登録を行いますので、適切に計上すること。
 - (2) 費用の計上箇所
共通仮設費積上分―準備費に計上する。
- 4 適用時期
平成30年4月1日以降適用します（適用日以前の発注工事も適用可）。
- 5 その他
 - (1) 発注者は変更内容について十分精査し、請負者の都合による内容にならないよう注意すること。
 - (2) 工事区域周辺の一般住民の生活に甚大影響を及ぼす恐れがあるなど、緊急な対応が必要な場合などで、やむを得ず請負者に再設計を含めて修正設計等を含む図面作成等を依頼するものは、調査設計業務委託積算基準や見積を用いて適切に費用計上すること。

連絡先：建設企画課 土木技術G 横井
電話052-954-6507（内線2875）